

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成30年(2018年)10月20日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 10月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 10月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】自賠法16条1項に基づく請求権の額と労働者災害補償保険法12条の4第1項の請求権の額の合計額が自賠責保険の保険金額を超える場合,被害者は優先して損害賠償の支払を受けられるとし,併せて保険会社の賠償金支払債務が遅滞となる時期につき判断をした事案(平成30年9月27日最高裁)

【2】共同相続人間でされた無償による相続分の譲渡は,譲渡に係る相続分に含まれる積極財産及び消極財産の価額等を考慮して算定した当該相続分に財産的価値があるとはいえない場合を除き上記譲渡をした者の相続において民法903条1項の「贈与」に当たると判示(平成30年10月19日最高裁)

【3】媒介業者Xとの媒介契約書に不動産所有者Yは署名したが押印しなかった経過があり,Xが物件の売買契約成立により本件媒介契約に基づく約定報酬等を請求した事案。一審,二審は媒介契約成立を認めXの請求を認容したが,本判決はその判断を覆し原審に差戻した(平成30年3月8日大阪高裁)

【4】相続の開始後認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合,考慮される財産は遺産分割対象の積極財産に限られ消極財産は価額の算定にあたり控除すべきものとはいえないと判示(平成29年9月28日東京地裁)

【5】著名な若手起業家Aは,他人が開設したアカウントで元AV女優Bと同一人物である旨の虚偽の事実を流布されたため,名誉権が侵害されていると主張し米国のツイッター社に対しアカウント全体の削除及び返信ツイートの削除を求め,申立てが認容された事例(平成29年10月3日さいたま地裁)

【6】Xは観光用庭園の通路を歩行中転倒し傷害を負ったため通路の設置又は保存に瑕疵があるとして同通路の占有者(兼所有者)Yに損害賠償を請求した事案。同通路は観光用庭園の通路として通常有すべき安全性を欠いているとは言えず設置又は保存に瑕疵はないとした(平成29年10月6日東京地裁)

【7】建物賃料の増額を求める本訴請求と建物賃料の減額賃料の確認を求める反訴請求において,増額請求あるいは減額請求それ自体がその効力を有しないと解されるとしていずれも棄却されるべきものであると判示した事例(平成29年10月12日東京地裁)

【8】Xが,自動車事故の後遺障害による損害賠償を認めないとする前訴判決確定後に,本訴にて後遺障害を主張して損害賠償を請求することは,前訴時に症状固定をしていないと主張であれば前訴判決の既判力に抵触するとはいえないとしつつも,後遺障害は認めなかった(平成29年10月25日東京地裁)

【9】路上をランニングしていたXは,Yが散歩させていた犬を避けようとして転倒し負傷したとして,Y及びYを被保険者とする保険会社に対し約3940万円の連帯支払を求めた事案。Xの過失相殺を認めた上で約1280万円の支払いを命じた(平成30年3月23日大阪地裁)

(商事法)

【10】虚偽記載のある有価証券届出書の届出者に対する損害賠償請求(金融商品取引法18条1項)訴訟において,裁判所は民訴法248条の類推適用により賠償の責めに任じない損害の額(同法19条2項)として相当な額を認定することができる判示(平成30年10月11日最高裁)

(知的財産)

【11】前訴判決が再審被告製品は特許発明の技術的範囲に属しないとして特許権者の請求を認めなかったところ,再審原告が前訴判決の基礎となった特許査定が後の行政処分である訂正認容審決で変更されたから再審事由があるとして,前訴判決の取消を求めたが棄却された(平成30年9月18日知財高裁)

【12】特許異議の申立に基づく取消決定の取消訴訟。ステーキの提供システムにつき,特定の物品又は機器を,他の客の肉との混同を防ぎ本件特許発明の課題を解決するための技術的手段とし,全体として「自然法則を利用した技

術的思想の創作」に該当するとして請求を認容(平成30年10月17日知財高裁)

【13】原告が著作権を有するイラストを被告が運営するサイトに掲載したのは原告の送信可能化権(著作権法23条1項)の侵害だとして損害賠償等請求。同イラストはツイッター上に公開され第三者による公表等を許可したことになるとの被告主張は排斥され原告の請求を認容(平成30年9月13日東京地裁)

【14】ハワイ在住のフラダンス指導者(原告)とフラダンス教室を営む被告との契約の解消後に本件フラダンスの振付を被告代表者自らが上演し、会員等に上演させる行為が原告の著作権(上演権)を侵害するとしてその差止等を請求し、同請求が認容された事例(平成30年9月20日大阪地裁)

(民事手続)

【15】手続上の瑕疵にとどまらず実体法上の権利関係の判断についての瑕疵が含まれているような例外的な場合を除いて、担保不動産競売手続における売却基準価額の決定に対する不服は配当異議事由に当たらないと判示(平成30年3月15日福岡高裁)

【16】伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件の異議審において、本件原子炉施設が新規規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がなく、放射性物質が周辺環境に放出され重大な被害を受ける具体的危険が存在しないとして申立を却下した(平成30年9月25日広島高裁)

【17】X社による債権仮差押命令の処分禁止効に反して債務者が購入したMRFの売得金につき、Y銀行が申し立てた振替社債等差押命令の執行裁判所が、XとYの各請求債権額に基づき当表を作成し、Xが配当異議の訴えを提起。Xの請求が棄却された(平成29年10月27日東京地裁)

【18】破産会社Zが破産手続開始前にYに対してした支払につき、破産管財人XがZの支払不能後にされたものとして否認権を行使して返還等を求めた事案。金融機関の融資や買掛金債務の分割弁済の可能性があったことなどから支払不能とはいえなかったとして請求を棄却(平成30年2月27日東京地裁)

(刑事法)

【19】一審では、心神耗弱について争い無く殺人罪で懲役8年を言い渡された被告人が、控訴審では心身喪失を理由として量刑不当を主張したところ、心身喪失だった合理的な疑いがあるとして事実誤認により原判決を破棄し無罪とされた事例(平成28年5月11日東京高裁)

【20】無断で取付けたGPS機器による位置情報の取得がストーカー規制法にいう「見張り」に該当するかにつき、該当するとして第一審判決に対し、控訴審では職権で判断を加え、「見張り」行為の可罰性は感覚器官等による情報取得に限定され等と指摘し、その該当性を否定(平成30年9月20日福岡高裁)

【21】インドネシア国内のホテルから爆発物を在インドネシア日本大使館に向けて発射した罪で懲役12年を言渡された被告人が控訴。事件発生から30年が経過していること、死傷者の被害はなかったこと等を考慮しても、量刑不当ではないとして控訴が棄却された事例。(平成30年9月26日東京高裁)

【22】スマホ操作等による前方不注視の過失による一審の有罪判決(禁錮2年8月の実刑・求刑は禁錮2年)に対し、被告人は公訴事実である直近の過失について判断をしなかった違法、補強法則違反、事実誤認、量刑不当を主張して控訴したが棄却された事例(平成30年10月4日大阪高裁)

(公法)

【23】債務免除益が課税対象ではないとの錯誤に基づいて行われた原因たる法律行為は無効として、課税処分の適法性が争われた事案。本判決は控訴審の解釈を否定する一方上告人が法律行為そのものが無効との主張は処分時点でしていなかったとして上告を退けた(平成30年9月25日最高裁)

【24】大阪朝鮮高級学校を高校授業料無償化制度の対象外とした処分につき、これを違法とした一審判決に対し控訴審は「不当な支配」要件の判断につき文部科学大臣の一定の裁量を認め、当該校は「不当な支配」を受けている合理的疑いがあるとして処分を適法と判断(平成30年9月27日大阪高裁)

(社会法)

【25】Xの従業員が業務中、Yの車両に追突され死亡した事故による労災保険金給付の結果、Xの労働保険料が合計336万余増額され、Xが増額分についての損害賠償をYに請求。Xの保険料増加は事故による損害とは認められないとして、原審・控訴審共に請求は棄却された(平成28年11月29日大阪高裁)

【26】被爆者でありその後中華民国に移住した故人が一定期間原爆三法の援護措置の対象外に置かれたことで精神的苦痛を被ったとして、その相続人が国家賠償を請求した事案。除斥期間の適用が争点となり、控訴審判決は第一審判決同様除斥期間の適用を認めた(平成30年9月26日広島高裁)

(その他)

【27】現職裁判官が自身の担当しない民事裁判で勝訴した原告側について、提訴したこと自体不当と評価するように受け取れる文言を添付してツイートを行ったことに対し分限裁判が申立てられた事案。同裁判官の行為を裁判所法49条の「品位を辱める行状」に当たるとした(平成30年10月17日最高裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最一判平成30年9月27日 裁判所HP

平成29年(受)第659号,第660号 保険金請求事件(一部棄却,一部破棄差戻し)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/011/088011_hanrei.pdf

【裁判要旨】

1 被害者の行使する自賠法16条1項に基づく請求権の額と労働者災害補償保険法12条の4第1項により国に移転して行使される上記請求権の額の合計額が自賠責保険の保険金額を超える場合,被害者は国に優先して,損害賠償額の支払を受けられる。

(理由)

被害者において,その未填補損害の額が自賠責保険金額を超えるにもかかわらず,自賠責保険金額全額について支払を受けられないという結果が生ずることは,自賠責法16条1項の趣旨に沿わない。

また,労災保険法12条の4第1項が設けられたのは,労災保険給付によって受給権者の損害の一部が填補される結果となった場合に,受給権者において填補された損害の賠償を重ねて第三者に請求することを許すべきではないし,他方,損害賠償責任を負う第三者も,填補された損害について賠償義務を免れる理由はないことによるものと解されるところ,政府が行った労災保険給付の価額を国に移転した損害賠償請求権によって賄うことが,同項の主たる目的であるとは解されない。

2 被害者が自賠法上の直接請求権を訴訟上行使した場合,保険会社が訴訟を遅滞させるなどの特段の事情がないからといって,直ちに保険会社の損害賠償額支払債務が原判決の確定時まで遅滞に陥らないとすることはできない。

(理由)

自賠法16条の9第1項の規定は,自賠責保険においては,保険会社は損害賠償額の支払をすべき事由について必要な調査をしなければその支払をすることができないことに鑑み,民法412条3項の特則として,支払請求があった後,所要の調査に必要な期間が経過するまでは,その支払債務は遅滞に陥らないものとし,他方で,その調査によって確認すべき対象を最小限にとどめて,迅速な支払の要請にも配慮したものと解される。

そうすると,同項にいう「当該請求に係る自動車の運行による事故及び当該損害賠償額の確認をするために必要な期間」とは,保険会社において,被害者の損害賠償額の支払請求に係る事故及び当該損害賠償額の確認に要する調査をするために必要とされる合理的な期間をいうと解すべきであり,その期間については,事故又は損害賠償額に関して保険会社が取得した資料の内容及びその取得時期,損害賠償額についての争いの有無及びその内容,被害者と保険会社との間の交渉経過等の個々の事案における具体的事情を考慮して判断するのが相当である。このことは,被害者が直接請求権を訴訟上行使した場合であっても異なるものではない。

(2) 最二判平成30年10月19日 裁判所HP

平成29年(受)第1735号 遺留分減殺請求事件(破棄差戻)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/060/088060_hanrei.pdf

【裁判要旨】

共同相続人間でされた無償による相続分の譲渡は,譲渡に係る相続分に含まれる積極財産及び消極財産の価額等を考慮して算定した当該相続分に財産的価値があるとはいえない場合を除き,上記譲渡をした者の相続において,民法903条1項に規定する「贈与」に当たる。

(理由)

共同相続人間で相続分の譲渡がされたときは,積極財産と消極財産とを包括した遺産全体に対する譲渡人の割合的な持分が譲受人に移転し,相続分の譲渡に伴って個々の相続財産についての共有持分の移転も生ずるものと解される。

そして,相続分の譲渡を受けた共同相続人は,遺産分割手続等において,他の共同相続人に対し,従前から有していた相続分と上記譲渡に係る相続分との合計に相当する価額の相続財産の分配を求めることができることとなる。

このように,相続分の譲渡は,譲渡人から譲受人に対し経済的利益を合意によって移転するものといえる。遺産の分割が相続開始の時に遡ってその効力を生ずる(民法909条本文)とされていることは,以上のように解することの妨げとなるものではない。

(3)大阪高判平成30年3月8日 判例時報2378号10頁

平成29年(ツ)第83号 媒介報酬請求上告事件(破棄差戻)

媒介業者Xと不動産所有者Y間の一般媒介契約(本件媒介契約)に基づくXの媒介契約に基づき不動産売買契約が成立したとして本件媒介契約に基づく約定報酬54万4320円と遅延損害金を請求した事案につき、不動産を2500万円で売却することを依頼して媒介契約を締結して2度更新したが売却に至らず、一旦契約終了とした経過があり、その後新たな媒介契約書が作成されないまま売買の交渉が行われ、最終的に不動産が1900万円で売却されるに至ったが、その前日に、XからYに対し不動産売買契約書等と一緒に本件媒介契約書も交付されたところ、Yは不動産売買契約書等には署名押印したが、本件媒介契約書には署名のみして押印は最後までしなかった経過があった。かかる事案につき、一審(京都簡裁平成29年1月25日判決)及び二審(京都地裁平成29年7月6日判決)はYの署名があるので本件媒介契約書が真正に成立したものと推定し、本件媒介契約の成立を認め、Xの請求を認容した。

上告審では、裁判所は、(1)Yが他の書類には押印しながら取替えて本件媒介契約書についてのみ押印しなかったことからすれば、Yには本件媒介契約を締結する意思がなかったことを示すものというべき、(2)書類の記載からは売買契約締結時に売買代金決済とともに媒介報酬や諸費用の精算も行われ、売買代金から媒介報酬等が控除されてYに振込送金される予定だったと認められるところ、当日売買代金決済が行われたが、Xが媒介報酬を控除してYに支払う処理をしなかったのはYが本件媒介契約を締結しない意思を明らかにし、媒介報酬の支払に依りなかつたことを示す、(3)上記の経過や1900万円という売買代金額がYにとって十分満足できる契約内容だったと言い難いことからすれば、Xに媒介報酬を支払う意思がなかったために本件媒介契約書への押印を拒絶したと考えても格別不自然なことではない、従って、Yの署名があることによる本件媒介契約書が真正に成立したとの推定は覆されている、と判示し、原審の判断は民訴法228条4項の解釈適用を誤った違法があるとして、原判決を破棄し、Xが商法512条に基づく媒介報酬の訴えを予備的にする可能性と相当額の報酬が認容される可能性があることを踏まえ、原審に差し戻す判決を言い渡した。

(4)東京地判平成29年9月28日 判例タイムズ1451号206頁

平成27年(ワ)第7992号 遺産分割後の価額支払請求事件(一部認容、控訴)

被相続人Aの非嫡出子Xは、Aの死後、認知の裁判確定により相続人となったため、嫡出子Yに対し、既に遺産分割を終えていたAの遺産について民法910条に基づく価額の支払いを求めた。Xに支払われるべき価額の算定(価額支払請求における価額の基礎となる遺産額の計算)において被相続人Aの消極財産を控除すべきか否かが争点となったが、本判決は、民法910条は、文言上「相続の開始後認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合」における当該遺産分割の対象となる財産についての価額支払請求について定めたものであるから、その価額の算定において考慮される財産は、遺産分割の対象となる積極財産に限られるとし、Yが考慮されるべきと主張する消極財産はいずれも可分な金銭債務であり、遺産分割の対象とはならないから、価額の算定にあたり控除すべきものとはいえないと判示した。

(5)さいたま地決平成29年10月3日 判例時報2378号22頁

平成29年(ヨ)第200号 投稿記事削除仮処分命令申立事件(認容(異議申立、後異議取下))

若手企業家としての活動がマスメディア等で取り上げられ、インターネット上でも活動が紹介される著名な女性である債権者Aが、他人が開設したツイッターのアカウントにおいて、Aが元AV女優Bと同一人物である旨の虚偽の事実が摘示されて名誉権が侵害されていると主張し、米国のツイッター社に対し、人格権に基づく妨害排除請求権に基づき、アカウント全体の削除と返信ツイートとして投稿された記事の削除を求めて、仮の地位を定める仮処分命令の申立をした事案。裁判所は、アカウント全体がどの構成部分をとっていても債権者Aの人格権を侵害することのみを目的として明らかに不法行為を行う内容の表現であるところ、このようにアカウント全体が不法行為を目的とすることが明白であり、これにより重大な権利侵害がされている場合には、権利救済のためにアカウント全体の削除をすることが真にやむを得ないものというべきであり、例外的にアカウント全体の削除を求めることができるのと解するのが相当、と判示し、申立を認容した。

(6)東京地判平成29年10月6日 判例タイムズ1451号200頁

平成27年(ワ)第20135号 損害賠償請求事件(請求棄却、控訴)

Xは、自然の地形を利用した観光用庭園の通路(坂道)を下っている際に転倒し、右足関節外果骨折の傷害を負ったため、同通路の占有者(兼所有者)Yに対し、通路の設置又は保存に瑕疵があるとして、民法717条1項に基づき損害賠償を求めた。本判決は、通路の形状等から、同通路は自然そのままの状態にあるものではなく、土地に人工的な作為をもって現在の形状にされ、人の手によって維持管理されており、「土地の工作物にあたる」としたが、土地及び庭園の形状、利用のされ方、通路の傾斜その他の形状等から、同通路は、市街地や都市公園における通路と同様に考えるのは相当ではないものの、いわゆる登山道のような通行者が相応の装備と技術等を有していることが期待される

ものと異なり、軽装備の不特定多数の者が通行することを前提にその通常有すべき安全性を検討するのが相当であるとし、通路の形状等を視認するのに障害となるものがないことや、他の来園者が特別の注意を払うことなく無事に通過している様子等も認定した上で、同通路は、自然の地形に手を加えた園内を来園者に周遊させる方式の観光用庭園の通路として通常有すべき安全性を欠いているとは言えず、設置又は保存に瑕疵があるとは認められないとし、請求を棄却した。

(7)東京地判平成29年10月12日 金法2099号84頁

平成27年(ワ)第21508号 建物賃料確認等請求本訴事件,平成27年(ワ)第35945号 建物賃料減額請求反訴事件〔本訴請求棄却,反訴請求棄却〕

建物の賃貸人であるXの増額賃料の確認を求める本訴請求および賃借人であるYの減額賃料の確認を求める反訴請求からなる前訴で、A時点の賃料を月額5175万6900円と確認する第一審判決が言い渡されていたところ、本件は、その後に提起されたA時点より後のB時点以降の賃料が月額5805万6200円に増額された確認を求めるXの本訴請求およびB時点より後のC時点以降の賃料が4723万5000円に減額された確認を求めるYの反訴請求とからなる事案である。

本判決は、B時点の適正賃料と認められる5141万3300円がXの主張する増額賃料5805万6200円を下回るだけでなく、A時点以降の現行賃料5175万6900円を下回り、C時点の適正賃料と認められる5253万2700円がYの主張する減額賃料4723万5000円を上回るだけでなく、A時点以降の現行賃料5175万6900円を上回ると認められるから、増額請求あるいは減額請求それ自体がその効力を有しないと解される以上、いずれも棄却されるべきものであると判示した。

(8)東京地判平成29年10月25日 判例タイムズ1451号194頁

平成29年(ワ)第25193号 損害賠償請求事件(請求棄却,確定)

Xは、平成19年9月に自動車事故により頸髄損傷等を負い、同21年4月に両上肢のしびれ等の症状が残ったとして、第5級2号(神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの)の後遺障害を主張し、民法715条及び自賠法3条に基づき損害賠償請求訴訟を提起したが、後遺障害は認められず、傷害分の損害約87万円の支払いが命じられた(前訴)。同判決確定後、Xは、平成27年8月に、本件事故により両上肢のしびれ等の症状が残ったとして、第3級3号(神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの)の後遺障害を主張し、Yに対し、前訴と同様に損害賠償請求訴訟を提起した(本訴)。本判決は、本訴と前訴の請求権は同一の訴訟物であるとした上で、前訴は、平成21年4月に固定した神経症状が第5級2号の後遺障害にあたるとして請求しており、後遺障害の特質に照らせば、これをもってXが1個の債権の一部についてのみ判決を求める旨の明示をしていたと認め得るから、Xが、同年同月には症状固定しておらず、その後に症状が悪化し、平成27年8月に症状固定したとして第3級3号の後遺障害を主張して損害賠償を請求することは、直ちに前訴判決の既判力に抵触して許されないとはまでは言えないとしつつ、本件では、Xが同症状を残したとは認められないとし、請求を棄却した。

(9)大阪地判平成30年3月23日 判例タイムズ1451号184頁

平成28年(ワ)第11478号 損害賠償等請求事件(一部認容,控訴)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/663/087663_hanrei.pdf

Xは、路上をランニング中、Yが散歩させていた犬を避けようとして転倒し負傷したとして、Yに対し民法718条(動物の占有者等の責任)に基づく損害賠償として、Yを被保険者とする保険会社に対し保険契約の約款に基づく保険金支払請求として、約3940万円の連帯支払いを求めた。本判決は、事故態様について、Xが必ずしも見通しの良くない道路において、散歩中のZが前方に現れたためこれを避けたが、さらにZの後方から、Yの手を離れた飼い犬が単独で進行してきたことに驚き、避けようとして転倒したと認定した上で、犬を含む動物は予想できない行動をとり人の身体等に損害を及ぼすこともあり得るから動物の占有者は散歩させる際は動物を係留する義務を負うところ、Yは、特別な状況でもないにもかかわらず、突然、飼い犬が走り出したことにより手を放してしまい、その結果、事故が発生したものであって、事故の主たる原因はYにあるとしつつ、Xも、道路を進行する際、前方を注視して第三者等と衝突しないよう適切に進行する注意義務があり、ランニング中に前方確認や進行速度を適切に調節することが不十分であったとし、1割の過失相殺を認め、Yらに対し休業損害、通院慰謝料、後遺障害慰謝料、遺失利益等、合計約1280万円の支払いを命じた。

【商事法】

(10)最一判平成30年10月11日 裁判所HP

平成29年(受)第1496号 各損害賠償請求事件(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/040/088040_hanrei.pdf

【裁判要旨】

虚偽記載のある有価証券届出書の届出者に対する損害賠償請求(金融商品取引法18条1項)訴訟において,裁判所は,民訴法248条の類推適用により賠償の責めに任じない損害の額(同法19条2項)として相当な額を認定することができる。

(理由)

金商法18条1項本文,同法19条の規定は,請求権者にとって容易に立証することができる一定の額を賠償の責めに任ずべき額として法定した上で,その額から,有価証券届出書の虚偽記載等と相当因果関係のある当該有価証券の値下がり以外の事情により生じたことが賠償責任者によって証明されたものを減ずるという方式を採用することにより,請求権者への損害填補と証券市場の公正の確保を実現しつつ,事案に即した損害賠償額を算定しようとするものであると解される。

そうすると,金商法18条1項の請求権者が受けた損害につき,有価証券届出書の虚偽記載等によって生ずべき当該有価証券の値下がり以外の事情により生じたことが認められるものの,当該事情により生じた損害の性質上その額を立証することが極めて困難である場合に,同法19条2項の賠償の責めに任じない損害の額を全く認めないというのは,当事者間の衡平の観点から相当でなく,同法18条1項本文,同法19条の趣旨にも反するというべきである。

そして,民訴法248条は,当事者間の衡平の観点から,損害が生じたことが認められるものの損害性質上その額を立証することが極めて困難である場合について,裁判所は,口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき,相当な損害額を認定することができるものとして解される。

【知的財産】

(11)知財高判 平成30年9月18日 裁判所HP

平成30年(ム)第10003号 特許権侵害行為差止等請求再審事件 特許権 民事訴訟(棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/951/087951_hanrei.pdf

前訴判決が再審被告製品は特許発明の技術的範囲に属しないとして特許権者の請求を認めなかったところ,再審原告が,前訴判決の基礎となった行政処分である特許査定が後の行政処分である訂正認容審決により変更されたから,民訴法338条1項8号の再審事由があると主張して,前訴判決の取消しを求めたが,棄却された事案。

特許法104条の4は,特許権侵害訴訟の終局判決が確定した後に同条3号所定の特許請求の範囲の訂正をすべき旨の審決であって政令で定めるもの(以下,「3号訂正審決」という。)が確定したときは,上記訴訟の当事者であった者は終局判決に対する再審の訴えにおいて3号訂正審決が確定したことを主張することができないと規定している。その趣旨は,特許権侵害訴訟の当事者は,同法104条の3により,無効の抗弁及びいわゆる訂正の再抗弁(訂正により無効の抗弁に係る無効理由が解消されることを理由とする再抗弁)を主張することができ,判決の基礎となる特許の有効性及びその範囲につき,主張立証する機会と権能を有していることから,そうであるにもかかわらず,上記訴訟の判決が確定した後に,特許の有効性及びその範囲につき判決と異なる内容の審決が確定したことを理由として確定判決を覆すことができることは,紛争の蒸し返しであり,特許権侵害訴訟の紛争解決機能や法的安定性の観点から適切ではないことであると解される。そして,再審被告両名は,基本事件において無効の抗弁を主張していないから,本件訂正認容審決は,特許法施行令8条2号所定の「当該訴訟において立証された事実を根拠として当該特許が・・・特許無効審判により無効にされないようにするためのものである審決」ではなく,3号訂正審決には当たらない。

特許法は,訂正前の特許発明の技術的範囲に属しない被疑侵害品は,訂正後の特許発明の技術的範囲に属しないことを保障しているのであるから,被疑侵害品が特許発明の技術的範囲に属しないことを理由とする請求棄却判決が確定した後に,特許権者が訂正認容審決を得て,再審の訴えにおいて被疑侵害品が訂正後の特許発明の技術的範囲に属する旨主張することは,特許法がおよそ予定していないものというべきである。そして,再審原告は,基本事件において,前訴判決の基礎となる本件特許に係る発明(本件発明及び本件訂正発明)の技術的範囲につき,主張立証する機会と権能を有していたのであるから,前訴判決が確定した後に,本件訂正認容審決が確定したという,特許法がおよそ予定していない理由によって,前訴判決を覆すことができることは,紛争の蒸し返しであり,特許権侵害訴訟の紛争解決機能や法的安定性の観点から適切ではなく,特許法104条の4の規定の趣旨にかなわないことができる。

これらの事情を考慮すると,再審原告が本件訂正認容審決が確定したことを再審事由として主張することは,特許法104条の4並びに同法126条1項ただし書及び同条6項の各規定の趣旨に照らし許されないものというべきである。

(12)知財高判 平成30年10月17日 裁判所HP

平成29年(行ケ)第10232号 特許取消決定取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/058/088058_hanrei.pdf

特許異議の申立てに基づく取消決定の取消訴訟であって、ステーキの提供システムについて、札、計量機及びシール(印し)という特定の物品又は機器(本件計量機等)を、他のお客様の肉との混同を防止して本件特許発明の課題を解決するための技術的手段とするものであり、全体として「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するとし、請求を認めた事案。

以上によると、本件特許発明(『A お客様を立食形式のテーブルに案内するステップと、お客様からステーキの量を伺うステップと、伺ったステーキの量を肉のブロックからカットするステップと、カットした肉を焼くステップと、焼いた肉をお客様のテーブルまで運ぶステップとを含むステーキの提供方法を実施するステーキの提供システムであって、B 上記お客様を案内したテーブル番号が記載された札と、C 上記お客様の要望に応じてカットした肉を計量する計量機と、D 上記お客様の要望に応じてカットした肉を他のお客様のものと区別する印しとを備え、E 上記計量機が計量した肉の量と上記札に記載されたテーブル番号を記載したシールを出力することと、F 上記印しが上記計量機が出力した肉の量とテーブル番号が記載されたシールであることを特徴とする、G ステーキの提供システム』)は、ステーキ店において注文を受けて配膳をするまでの人の手順(本件ステーキ提供方法)を要素として含むものの、これにとどまるものではなく、札、計量機及びシール(印し)という特定の物品又は機器(装置)からなる本件計量機等に係る構成を採用し、他のお客様の肉との混同が生じることを防止することにより、本件ステーキ提供方法を実施する際に不可避免的に生じる要請を満たして、「お客様に好みの量のステーキを安価に提供する」という本件特許発明の課題を解決するものであると理解することができる。

本件特許発明の技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成及びその構成から導かれる効果等の技術的意義に照らすと、本件特許発明は、札、計量機及びシール(印し)という特定の物品又は機器(本件計量機等)を、他のお客様の肉との混同を防止して本件特許発明の課題を解決するための技術的手段とするものであり、全体として「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するといえることができる。

したがって、本件特許発明1は、特許法2条1項所定の「発明」に該当するといえることができる。

(13)東京地判平成30年9月13日 裁判所HP

平成30年(ワ)第12524号 損害賠償請求事件 著作権 民事訴訟(認容)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/021/088021_hanrei.pdf

原告が、被告に対し、原告が著作権を有するイラストを被告がその運営するウェブサイトに掲載した行為は上記イラストについての原告の送信可能化権(著作権法23条1項)を侵害するものであると主張して、送信可能化権侵害の不法行為に基づき、損害賠償等を求めた事案。原告は、イラストレーターとして活動している者であり、被告は「ニュースちゃんねる」と題するウェブサイト(本件サイト)の運営に関与する者である。

被告は、本件イラストを原告がツイッター上に公開したことにより、ツイッターの利用規約に基づいて第三者による公表等を許可したことになるから、被告が本件サイトに本件イラストを掲載した行為は原告の著作権を侵害しないと主張する。

しかしながら、ツイッターの当該規約は、コンテンツ利用に関するツイッター社の条件に従うことを前提として、一定の目的のため、ツイッター社が第三者に対して当該コンテンツを提供することができ、当該第三者が当該コンテンツを使用することができるという趣旨のものであると解されるところ、被告は、ツイッター社が上記規約に基づき本件イラストを被告に提供したことについて具体的な主張、立証をしていない。

したがって、原告が、被告に対し、上記規約に基づき本件イラストを本件サイトに掲載することを許可していたとは認めすることはできず、被告の主張は採用することはできない、として原告の請求は認容された。

(14)大阪地判平成30年9月20日 裁判所HP

平成27年(ワ)第2570号 著作権侵害差止等請求事件 著作権 民事訴訟(認容)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/029/088029_hanrei.pdf

ハワイに在住するフラダンスの指導者である原告は、従前、フラダンス教室を営む被告と契約を締結し、被告ないし被告が実質的に運営する協会やその会員に対するフラダンス等の指導助言を行っていたが、両者の契約関係は解消された。原告は、被告が、被告の会員に対してフラダンスを指導し、又はフラダンスを上演する各施設において、本件振付けを被告代表者自らが上演し、会員等に上演させる行為が、原告が有する本件振付けについての著作権(上演権)を侵害すると主張して、被告に対し、本件振付けの上演の差止め等を請求した事案。

著作権法10条1項3号は「舞踊の著作物」を著作物の例示として挙げており、これは、人の身体の動作の型を振付けとして表現するものである。そして、これについては、それを公衆に直接見せることを目的として上演する権利(上演権)が著作権の支分権として定められている。

本件振付けには、完全に独自の振付けが見られるだけでなく、他の振付けとは有意に異なるアレンジが全体に散りばめられているから、全体として見た場合に原告の個性が表現されており、全体としての著作物性を認めるのが相当である。

そして、フラダンスに舞踊の著作物性が認められる場合に、その侵害が認められるためには、侵害対象とされたひとまとまりの上演内容に、作者の個性が認められる特定の歌詞対応部分の振付けの動作が含まれることが必要なのは当然であるが、それだけでは足りず、作者の個性が表れているとはいえない部分も含めて、当該ひとまとまりの上演内容について、当該フラダンスの一連の流れの動作たる舞踊としての特徴が感得されることを要すると解するのが相当である。

本件振付けについては、被告が、本件コンサルティング契約が終了した翌日以後に、イベントにおいて自ら上演し又は会員等に上演させたことがあると認められる。

なお、被告は、間奏等の歌詞のない部分については、本件振付けと同じ振付けによるわけではなく、インストラクター等が自由かつ臨機応変に踊っていると主張するが、仮に間奏等の振付けが本件振付けと異なるとしても、フラダンスが楽曲の歌詞を表現する舞踊であることからすると、歌詞のない部分の振付けの重要性は低いから、それにより著作権侵害を免れることにはならない、として原告の請求は認容された。

【民事手続】

(15)福岡高判平成30年3月15日 判例タイムズ1451号89頁

平成29年(ネ)第744号 配当異議控訴事件(控訴棄却、確定)

土地及び建物の抵当権者Xは、担保不動産競売手続において、同抵当権に先立つ仮差押債権者から委託を受けて配当要求を行なったYに対し、執行裁判所の定めた売却代金の定めにも誤りがある(建物の耐用年数等の評価に誤りがあり、それに基づき定められた売却基準価額にも誤りがあり、建物により多く割り付けられるべきであるから、より高額の配当を得られた筈である)として配当異議訴訟を提起した。本判決は売却基準価額の決定に対する不服は配当異議事由に当たらず、例外的に、評価の前提となった実体法上の権利関係(例えば一括売却の場合の法定地上権の成否等)の判断に誤りがあり、それが原因で当該権利に相当する価額の部分を土地ないし建物のいずれに帰属させるかという点に評価の誤りが生じ、これに基づき決定された売却基準価額にも誤りが生じている場合などのように、単なる手続上の瑕疵にとどまらず、実体法上の権利関係の判断についての瑕疵が含まれているような場合には、配当異議事由となるとし、Xの主張する事情は配当異議事由に当たらないとし、控訴を棄却した。

(16)広島高判平成30年9月25日 裁判所HP

平成29年(ウ)第62号 保全異議申立事件(原決定取消、申立却下)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/064/088064_hanrei.pdf

伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件の異議審であるが、異議審裁判所は、基準地震動の策定、耐震設計における重要度分類、使用済燃料ピット等の安全対策、地すべりと液状化現象による危険性の評価、制御棒挿入に係る危険性の評価、基準津波の策定、テロリズム対策、シビアアクシデント対策のそれぞれにつき、新規制基準の定めは合理的であり、本件原子炉施設が上記の各点につき新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないといえ、火山事象の影響による危険性の評価については、新規制基準の定めが一部合理性を欠くにしても、債権者には、本件原子炉の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝により債権者らがその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在しない、として被保全債権を認定せず、申立を却下した。

(17)東京地判平成29年10月27日 金法2099号76頁

平成28年(ワ)第18503号 配当異議請求事件〔請求棄却〕

Xの申立てに基づき、Aを(Xの元代表者)債務者、B(証券会社)を第三債務者として、AがBに開設した証券口座において行っていた証券取引に係る投資信託の売却代金支払請求権等を仮差押目的物とする債権仮差押命令および、Aを債務者、Bを振替機関等として、振替社債等を仮差押目的物とする振替社債等仮差押命令が発せられたが、その後、Bは証券取引約款に従って投資信託の売却代金を投資信託である本件MRFとして保護預りにした。他方、Y(銀行)の申立てに基づき、Aを債務者、Bを振替機関等として、振替社債等を差押目的物とする振替社債等差押命令が発せられた。執行裁判所は、本件MRFの売却代金から手数料を控除した残額について、XとYの各請求債権額に基づいて按分した額を配当する旨の配当表を作成したが、Xが当該配当表について配当異議の訴えを提起したのが本件である。その後、Xは、Bに対して訴訟告知をしたが、Bは訴訟に参加しなかった。

本判決は、まず、本件MRFはYによる差押命令の対象として特定された振替社債等に該当すると判断したうえで、次に、Bによる本件MRFの購入は、Xによる債権仮差押命令の処分禁止効に反し、同債権仮差押命令の本執行手続ではXに対抗できず、Xは仮差押債権が存在していることを前提にBに対して権利行使ができる反面、仮差押命令の処分禁止効

は、第三債務者による仮差押対象物の処分を絶対的に無効とするものではなく、本件MRFの存在自体が否定されるわけではないから、Yによる差押命令の効力は本件MRFに及び、Xは本件MRFの売得金についてその全額の配当を受ける権利を有するものではないこと、他方で、本件MRFの購入が処分禁止効に反しないのであれば、本件MRFについてXによる債権仮差押命令とYによる差押命令が競合し、本件MRFの売得金はXとYの各請求債権額に基づき按分されることになるから、Xによる債権仮差押命令の処分禁止効に反するか否かにかかわらず、Xは本件配当表に記載されたXへの配当実施額を超える配当を受ける権利を有しないと判断した。

(18) 東京地判平成30年2月27日 金法2098号78頁

平成25年(ワ)第27874号 否認権行使請求事件〔請求棄却〕

破産会社Zの破産管財人であるXは、破産会社が破産手続開始前にYに対してした、平成24年5月8日の手形貸付に係る合計9864万8000円の期限前弁済(本件支払1)、同月31日の無担保社債合計1億3733万2044円の償還期限前の買入償却に係る支払(本件支払2)、同年6月11日の外国為替予約取引の合意解除に係る精算金2240万円の支払(本件支払3)について、(1)破産会社は同年4月27日に支払不能に陥っており、本件各支払がいずれも支払不能になった後にされた行為(破産法162条1項1号イ)であるとして、または、(2)破産会社は同年5月31日に支払不能に陥っており、本件支払1および2は支払不能になる前30日以内にされ、その時期が破産会社の義務に属しない行為(同項2号)であり、本件支払3は支払不能になった後の行為(同項1号イ)であるとして、否認権を行使し、本件各支払に係る合計2億5838万0044円及び遅延損害金の支払を求めた。

本判決は、まず、(1)平成24年4月27日において破産会社が支払不能であったかについて、破産会社は、同年4月17日、買掛金債務の一部を期日までに支払わず、仕入先が商品の出荷を停止し、同月25日、Yに対し融資に係る8000万円を全額弁済し融資の借換えや延長等はされず、同月27日に取引先から支払われた代金約5億4000万円強のうち5億2800万円を融資の弁済に充てたが、一方で、上記出荷停止後も事業を縮小して営業を継続しこれに伴う収入等も少額ながら継続的に入金されていて、上記買掛金債務の残額が約6億1400万円強であり、このうちいくらかについて同月27日の時点で弁済期が到来していたかは必ずしも明らかではないが、同日時点で破産会社名義の口座の残高は合計3億3309万7651円であり、また、出荷が再開される可能性が全くなかったとまで断ずることはできず、同日時点でYを含む金融機関が破産会社に対し融資をしない等の意向を示していたことを認めるに足りる証拠はないから、支払不能であったということはできないと判示した。次に、(2)平成24年5月31日において破産会社が支払不能であったかについて、買掛金債務残額約6億1400万円強はその全額につき弁済期が到来し、また、同日時点での破産会社名義の口座の残高は合計2億3240万7661円に減少しているが、一方で、同日、破産会社に代金約2億2700万円強が支払われ、これを原資として、同年6月29日に破産会社は融資金約1億円を弁済したものであり、また、破産会社が同月以降、自社製品の開発を試みるとともにこれを断念すると、同年7月頃、上記買掛金債務の分割弁済を仕入先に提案し、仕入先もこの提案の検討を直ちに拒んでおらず、併せて、同年5月31日時点でYを含む金融機関が破産会社に対し融資をしない等の意向を示していたことを認めるに足りる証拠はないから、支払不能であったということはできないと判示した。

【刑事法】

(19) 東京高判平成28年5月11日 判例時報2377号112頁

平成27年(う)第236号 殺人被告事件 破棄自判、無罪(確定)

本件は、被告人が弟及び祖母に対し果物ナイフで多数回突き刺すなどして殺害した事案である。一審は、被告人が心神耗弱であったことについて検察官と弁護人との間に争いがなく量刑のみが争点とされ、裁判所は被告人の精神症状を簡潔に説示した上で心神耗弱の状態にあったとして法律上の減輕を行い懲役8年を言い渡した(求刑10年)。被告人が控訴し、控訴審の弁護人は、被告人は心神喪失であるとして事実誤認があることその他量刑不当も主張した。

本判決は、原判決は、悪魔に関する妄想の圧倒的な影響をうかがわせる、犯行態様の執拗性、過剰性、異常性に関する事情及び犯行に至る経緯における事情が多数認められるにもかかわらず、適切に考慮することなく、合理的とはいえない起訴前の精神鑑定に依拠し心神耗弱の認定をしており、被告人が当時心身喪失であった合理的な疑いがあると認めて事実誤認により原判決を破棄し無罪を言い渡した。

(20) 福岡高判平成30年9月20日 裁判所HP

平成30年(う)第127号 有印私文書偽造・同行使、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件(破棄自判)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/061/088061_hanrei.pdf

無断で取り付けたGPS機器により位置情報を取得することが、ストーカー行為等の規制等に関する法律にいう「見張り」に該当するかについて、控訴趣意に先立ち職権で判断を加え、これを肯定した第一審判決に対し、文理解釈からは感覚器官等による情報取得に限定されるべきこと、「見張り」行為の可罰性は行為者の行為する場所により左右される性質と解されること等を指摘の上、該当性を否定した事例。

なお、弁護人の控訴趣意である、恋愛感情等充足目的の事実誤認については排斥した。

(21)東京高判平成30年9月26日 裁判所HP

平成29年(う)第118号 殺人未遂、偽造有印公文書行使被告事件(控訴棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/045/088045_hanrei.pdf

(事案)被告人は、インドネシア共和国内のホテルやレンタカー店で偽造旅券を提示して行使し、前記ホテル内から爆発物を在インドネシア共和国日本国大使館に向けて発射させたが、大使館内の人には命中しなかった事案において、殺人未遂、偽造有印公文書行使の罪で起訴され、原判決は懲役12年の刑を言い渡した。

弁護人が、通訳人が刑事訴訟法175条の通訳人に該当せず、不適格者であること、事実誤認、量刑不当を理由として控訴した。

(判旨) 本件の判決に影響を及ぼすような通訳の誤りはないから、通訳人は不適格者ではない。 弁護人は、被告人は実行犯ではなく、また犯行計画を知らないから殺人未遂の故意がないと主張する。しかし、被告人は組織的・計画的な本件犯行において、国際手配中の身ながらインドネシアに入出国し、本件犯行のためのホテルの部屋を確保していることなどから、重要な役割を果たしたと考えられ、共同正犯に当たるとした原判決の説示は正当である。 事件発生から約30年経過したとしても犯情は左右されず、本件爆発物は2個とも不発に終わり、死亡者が出る危険性が現実化せず、負傷者も生じなかったから、刑期の上限付近の刑を科すべきでとまではいえないことは原判決も考慮している上、被告人は重要な役割を果たしたといえるから、量刑不当とはいえない。以上より、本件控訴を棄却する。

(22)大阪高判平成30年10月4日 裁判所HP

平成30年(う)第464号 過失運転致死傷被告事件(控訴棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/052/088052_hanrei.pdf

スマートフォン操作等による前方不注視の過失による有罪判決に対し、被告人が控訴し、公訴事実である直近の過失について判断をしなかった違法、補強法則違反、事実誤認、量刑不当を主張した事案である。なお、原審検察官の求刑は禁固2年であり、これに対し、第一審判決は禁固2年8月の実刑を宣告した。

裁判所は、訴因の構成についての弁護人の理解(直近の過失は運転中に体をしゃがめて落下物を取ろうとしたことである)を否定し、その他についても全て弁護人の主張を退けた。

【公法】

(23)最三判平成30年9月25日 裁判所HP

平成29年(行ヒ)第209号 納税告知処分等取消請求事件(上告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/998/087998_hanrei.pdf

債務免除益についての課税処分に対し、当該債務免除益の原因たる法律行為そのものが、債務免除益が課税対象ではないとの錯誤に基づくから無効であるとして課税処分の適法性を争われた事案であるが、控訴審判決が「法定納期限の経過後に源泉所得税の納付義務の発生原因たる法律行為につき錯誤無効の主張をすることは許されないと解すべきである」としたことに対し、最高裁判所は、要旨、「給与所得に係る源泉所得税の納税告知処分について、法定納期限が経過したという一事をもって、その納付義務を成立させる支払の原因となる行為の錯誤無効を主張してその適否を争うことが許されないとはいえない」として、これを否定した。

但し、結論的には、上告人(被処分者)が処分時点で前記原因たる法律行為そのものが無効であるとの主張はしていなかったとして、上告を退けた。

(24)大阪高判平成30年9月27日 裁判所HP

平成29年(行コ)第173号 高等学校等就学支援金支給校指定義務付等請求控訴事件(原判決取消、原告の請求を却下・棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/070/088070_hanrei.pdf

大阪朝鮮高級学校を高校授業料無償化制度の対象から除外した処分の適法性が争われた事案であり、これを違法として取り消した第一審判決に対し、控訴審判決は、「不当な支配」要件の判断について、文部科学大臣の(広大ではないが)一定の裁量を認めた上で、当該学校には、教育内容面、人事組織面、その他の出来事に照らし、「不当な支配」を受けている合理的疑いがある、として、処分を適法と判断した。

【社会法】

(25)大阪高判平成28年11月29日 判例時報2377号54頁

平成28年(ネ)第2078号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却(確定))

本件は、旅客運送事業社Xの従業員Aが業務上、普通乗用自動車を運転中に、大型自動二輪車を運転していたYの赤信号無視により衝突しAが死亡した平成27年の事故につき、Aの遺族に対し労災法に基づく給付(300万円)がされたため、Xの負担すべき平成29年度から31年度の労働保険料が合計336万余増額されることになるとして、それを損害としてXがYに対し、不法行為による損害賠償を請求した事案である。

原審は、労働保険料の増加は、交通事故の加害者の過失により生じたものと認めることはできないとして請求を棄却した。

本判決も労働保険料は、事業主が法に基づく義務として負担するものであって、その負担額は第三者の不法行為に起因する業務災害の有無にかかわらず、事業主の負担の具体的公平を図る等の観点から徴収法により定められているものである等としてXの負担が本件事故による損害と認めることはできないとして控訴を棄却した。

(26)広島高判平成30年9月26日 裁判所HP

平成30年(ネ)第108号 在外被爆者損害賠償請求控訴事件(控訴棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/065/088065_hanrei.pdf

広島市において原子爆弾に被爆した被爆者であり、その後中華民国(台湾)に移住した故人が、昭和49年7月22日付け衛発第402号厚生省公衆衛生局長通達が廃止されるまでの間、原爆三法の援護措置の対象外に置かれたことにより精神的苦痛を被ったとして、その相続人において国家賠償を請求した事案について、除斥期間の適用が争点となり、控訴審判決は第一審判決同様、除斥期間の適用を認めた。

【その他】

(27)最大決平成30年10月17日 裁判所HP

平成30年(分)第1号 裁判官に対する懲戒申立て事件(戒告処分)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/055/088055_hanrei.pdf

現職裁判官が、自身の担当しない民事裁判で勝訴した原告側について、裁判記録に当たることなく報道を前提に、提訴したこと自体を不当と評価するように受け取れる文言を添えて原報道記事を紹介するツイートを行ったことについて分限裁判が申し立てられた事案であるが、

1. 裁判所法49条にいう「品位を辱める行状」とは、職務上の行為であると、純然たる私的行為であるとを問わず、およそ裁判官に対する国民の信頼を損ね、又は裁判の公正を疑わせるような言動をいう、
2. 裁判官の職にあることが広く知られている状況の下で、判決が確定した担当外の民事訴訟事件に関し、インターネットを利用して短文の投稿をすることができる情報ネットワーク上で投稿をした行為が、裁判所法49条にいう「品位を辱める行状」に当たる、とされた事例。

【紹介済判例】

東京高決平成29年6月30日 判例タイムズ1451号140頁

平成28年(ラ)第743号財産分与審判に対する抗告事件(変更,確定)

法務速報208号2番にて紹介済み

最一判平成29年12月7日 金法2099号72頁

平成29年(受)第408号 自動車引渡請求事件〔上告棄却〕

法務速報200号15番で紹介済み。

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/283/087283_hanrei.pdf

最一判平成29年12月18日 判例タイムズ1451号74頁

平成28年(行ヒ)第404号の1 被爆者健康手帳交付等請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却)

法務速報200号26番にて紹介済み

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/314/087314_hanrei.pdf

最一判平成29年12月21日 判例時報2378号6頁
平成29年(受)第491号 居住確認等請求本訴,家屋明渡等請求反訴事件(上告棄却)
法務速報200号28番で紹介済み。

最二判平成30年1月19日 判例時報2377号4頁
平成29(行ヒ)第46号 不開示決定処分取消等請求事件 変更
法務速報201号25番で紹介済
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/396/087396_hanrei.pdf

最一判平成30年2月15日 判例タイムズ1451号81頁
平成28年(受)第2076号損害賠償請求事件(破棄自判)
法務速報202号1番にて紹介済み
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/458/087458_hanrei.pdf

最二判平成30年2月23日 判例時報2378号3頁
平成29年(受)第468号 建物根抵当権設定仮登記抹消登記手続請求事件(上告棄却)
法務速報203号1番で紹介済み。

最一判平成30年3月15日 判例時報2377号47頁
平成29年(受)第2015号 人身保護請求事件 破棄差戻
法務速報203号18番で紹介済
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/572/087572_hanrei.pdf

最三決平成30年4月17日 判例時報2377号51頁
平成30年(許)第3号 不動産引渡命令に対する執行抗告審の取消決定に対する許可抗告事件 抗告棄却
法務速報204号1番で紹介済
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/683/087683_hanrei.pdf

最三決平成30年4月17日 金法2098号74頁
平成30年(許)第3号 不動産引渡命令に対する執行抗告審の取消決定に対する許可抗告事件〔抗告棄却〕
法務速報204号1番で紹介済み。
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/683/087683_hanrei.pdf

最一判平成30年4月26日 判例時報2377号10頁
平成29年(行ヒ)第216号 議場における発言取消命令取消請求事件 破棄自判
法務速報205号15番で紹介済
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/701/087701_hanrei.pdf

2. 平成30年(2018年)10月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

前回以降,新しく成立した法律はなし

3.10月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

佐藤裕義/編著 新日本法規 336頁 4,752円

訴訟類型別 訴状審査をめぐる実務

久保田有子/編著 新日本法規 343頁 4,968円

不貞慰謝料の算定事例集 判例分析に基づく客観的な相場観

相原佳子/編 青林書院 271頁 3,780円

事例解説 高齢者からの終活相談に応えるための基礎知識 高齢者施設,介護保険,遺言,成年後見,墓,事業承継 他

遺言・相続実務問題研究会/編集 野口 大 藤井 伸介/編集代表 新日本法規 306頁 3,996円

実務家が陥りやすい 相続・遺言の落とし穴

加藤新太郎 松下淳一/編 日本評論社 508頁 4,860円

新基本法コンメンタール 民事訴訟法1 第1条～第178条

淵邊 善彦 近藤 圭介/編著 中央経済社 225頁 2,916円

業務委託契約書作成のポイント

4.10月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

中村直人 仁科秀隆 山田和彦 中島正裕/著 商事法務 202頁 2,808円
新しい取締役会議事録作成の実務

弁護士法人中央総合法律事務所/編 商事法務 366頁 4,752円
企業不祥事のケーススタディ 実例と裁判例

阿部高明/著 青林書院 506頁 6,480円
逐条解説 割賦販売法 第1巻

阿部高明/著 青林書院 465頁 5,940円
逐条解説 割賦販売法 第2巻

佐藤久文/著 商事法務 333頁 3,456円
人事労務の法律問題 対応の指針と手順

畠山久志/編著 横田清典 後藤出 金子得栄 濱本明 前田浩一/著 日本加除出版 361頁 3,780円
仮想通貨法の仕組みと実務 逐条解説/自主規制団体・海外法制/会計・監査・税務

5. 発刊書籍<解説>

「実務家が陥りやすい 相続・遺言の落とし穴」

遺産分割や遺言執行などの相続手続について、実務上ありうるやや複雑な事例を挙げて、誤認しやすいポイントや実務上の解決方法が解説されており、その際参考となる判例や裁判例などが紹介されている。若手や中堅が相続問題を取り扱う際に、確認の為に参考にとするとよい本である。

「人事労務の法律問題 対応の指針と手順」

労働問題全般について、Q&A方式で解説されており、解雇通知書、就業規則変更の同意書など雇用者が作成すべき参考書式も掲載されている。労働問題の基本的な事項について網羅的に解説されており、対応方法について分かりやすく解説されているため若手にお勧めの本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。